

福岡医発第1525号(地)

平成17年11月25日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 竹嶋 康 弘



中医協医療経済実態調査速報に対する見解の送付について

平成17年11月2日に開催された中央社会保険医療協議会(中医協)調査実施小委員会において報告され、マスコミにより誤解を招く報道がなされている『第15回医療経済実態調査(医療機関等調査)の速報』に対し、平成17年11月10日に開催された中医協総会において見解を説明した旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



事務連絡 (保114) F

平成17年11月10日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松原 謙 二

中医協医療経済実態調査速報に対する見解の送付について

第15回医療経済実態調査（医療機関等調査）の速報につきましては、11月2日に開催されました中央社会保険医療協議会（中医協）調査実施小委員会で報告後、マスコミにより「開業医 月の黒字228万円」等の誤解を招く報道がなされております。

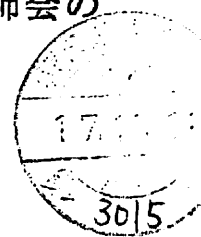
個人立診療所では収支差額から従業員・事業主の退職金引当、建物・設備の更新費用の積み立て、事業用借入金の返済等を行っており、純益とは言えないことは周知の事実です。

また、一部報道には「収支差額の黒字は、ここから設備費用などに充てられることもあり、開業医の純益とは必ずしも一致しない。」との記載もありますが、国民には分かりにくいものとなっております。

日本医師会といたしまして、調査結果の分析を進めつつ、調査実施小委員会から総会に報告された昨日の中医協におきまして、まずは別紙の資料を配付し、特に傍聴席の記者に向かって見解を説明申し上げましたことをご報告させていただきます。

（添付資料）

1. 医療経済実態調査結果速報（平成17年度）に対する日本医師会の見解（その1）



平成17年11月9日

医療経済実態調査結果速報（平成17年度）に対する

日本医師会の見解（その1）

本調査は、各種医療機関における改定ごとの変化を調査するものであり、収支構造の異なる法人立と個人立を比較することはできない。診療は、診断、説明、治療によって行われるものであり、物を製造して販売するものではない。したがって、他業種のように収益率を比較することは適切ではない。

各方面から問題とされている個人立診療所の収支については、大きな誤解がある。個人立は、法人立のごとく経営者の給与を経費として算定できないので、その医業収支差額は法人における黒字赤字を示す額ではない。個人立の場合には医業収支差額から従業員・事業主の退職金引当、建物・設備の更新費用を積み立てる（平均月々30万円：日医資料）と同時に、事業用借入金の返済（平均月々40万円：中医協資料）を行わなければならない。結果として医業収支227万円から、これらと引き当て相当分の税金を引き、賞与分を勘案すると月給約100万円となり、病院長平均月給195万円、医師平均月給96万円と比較しても多いものではない。

本年度の調査は前回調査に比べて診療実日数が1日多く、これまでの厚生労働省の方法によると収入をマイナス2.3%補正しなければならない。すなわち、個人立診療所では収入は報告のマイナス2.0%ではなくマイナス4.3%となり、実質かなりのマイナス改定であったことが明瞭となっている。さらに、多くの病院においては医業収支が赤字であり、医療の安全確保が困難となってきている。この傾向が続けば、医療提供体制は破壊されていくものと推察される。